

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当社の
休日
の翌日
の翌日)

目次

◇告 示

身体障害者福祉法第十五条第一項に規定する医師の指定
身体障害者福祉法第十五条第一項に規定する医師の指定
の取消し

結核予防法による指定医療機関の辞退

計量器定期検査の実施

ひな白痢検査の実施

土地の用途廃止

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号の一部改正

◇選管告示

ポスターの掲示の開始の日

告 示

鳥取県告示第四百四十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を次のとおり取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	勤務先	診療科名	取消理由
岡田 不二雄	鳥取県鹿野町今市 更生相談所	耳鼻いんこう科	鳥取県身体障害者 更生相談所
武田 智汎	米子市加茂町 博愛病院	外科	山口県へ 転出
田村 節治	鳥取県鹿野町今市 鳥取県身体障害者 更生相談所	耳鼻いんこう科	鳥取県身体障害者 更生相談所
森岡 久	米子市加茂町 博愛病院	外科	山口県へ 転出

鳥取県告示第四百五十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和四十三年五月十一日	フクミツ 医院	倉吉市塚町二丁目三三九番地

鳥取県告示第四百五十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、鳥取市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十三年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日時	検査区域	検査場所
七月 八日 午前十時から 午後三時まで	鳥取市	鳥取市農業協同組合面影支所
九日 午前十時から 正午まで	"	津の井小学校
午後一時から 午後三時まで	"	米里農業協同組合
十日 午前十時から 正午まで	"	倉田地区公民館
午後一時から 午後三時まで	"	美穂農業協同組合
十一日 午前十時から 正午まで	"	大和地区公民館
午後一時から 午後三時まで	"	神戸"
十二日 午前十時から 正午まで	"	東郷小学校
午後一時から 午後三時まで	"	大正地区公民館
十五日 午前十時から 正午まで	"	明治小学校
午後一時から 午後三時まで	"	豊実"
十六日 午前十時から 正午まで	"	鳥取市農業協同組合松保支所

"	午後一時から 午後三時まで	"	湖南中学校
"	十七日 午前十時から 正午まで	"	鳥取市農業協同組合大郷支所
"	午後一時から 午後三時まで	"	末恒地区公民館
"	十八日 午前十時から 午後三時まで	"	鳥取市農業協同組合湖山支所
"	十九日"	"	賀露地区公民館
"	二十一日 午前十時から 正午まで	"	美保小学校
"	午後一時から 午後三時まで	"	城北"

鳥取県告示第四百五十二号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によりひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 一ひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応別表

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
六月十七日	鳥取市	各種鶏場
十八日	"	"
十九日	"	"
二十日	"	"
二十一日	鹿野町	"
二十二日	智頭町	"
二十四日	河原町	"
二十五日	鳥取市	"
二十六日	"	"
二十七日	"	"
二十八日	"	"
二十九日	鹿野町	"

鳥取県告示第四百五十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年六月七日から用途廃止した。

昭和四十三年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方尺)	用 途
八頭郡河原町中井字上ミ染瀬二六番ノ四地先から 二七番ノ二地先まで	一九・四四	道路敷

鳥取県告示第四百五十四号

昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号(鳥取県指定金融機関の名称位置、出納区域及び取扱事務について)の一部を次のように改正する。

昭和四十三年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行鳥取支店(統轄店) 鳥取市東品治町」を「株式会社山陰合同銀行鳥取支店(統轄店) 鳥取市栄町」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和四十三年七月七日執行予定の参議院地方選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十四条の二第四項に規定するポスターの掲示の開始の日を昭和四十三年六月十三日と定めたので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十三年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章